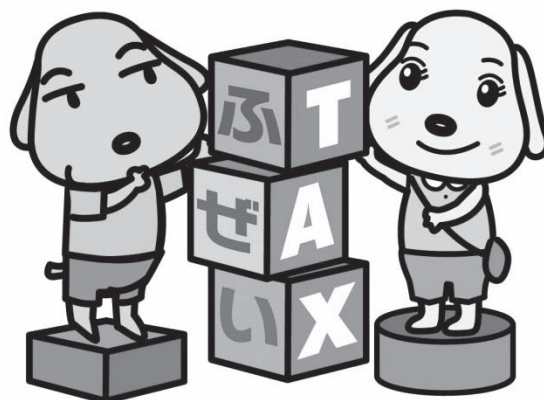


自動車税 自動車取得税

自動車税



■納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、二輪の小型自動車、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税が課税されます。

※一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度がございます。詳しくは「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」をご覧ください。

■納める額

自動車の種別、用途、総排気量などによって税率（年税額）が、次のページの「自動車税年税額一覧表」とおり定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

●月割計算による課税

$$\text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{月割税額}$$

（100円未満の端数金額は切り捨てる）

●月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。



月割計算による還付・課税の取扱いについて

平成 18 年度分の自動車税から、引越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税はなくなりました（新規登録の際の課税や抹消登録の際の還付を除きます。）。

●非課税車等の取扱いについて

なお、法令の規定に基づき自動車税が課税されない所有者等（納税者）から売買等により車を所有した場合は、月割計算による自動車税が課税されます。

また、法令の規定により自動車税が課税されなくなった場合には、前所有者等（納税者）に月割計算による自動車税が還付されます。

※法令の規定に基づき自動車税が課税されないものとは、非課税・課税免除が該当します。

●継続検査・構造等変更検査用の納税証明書について

売買や引越しによって、他都道府県ナンバーに変更されたのち、次年度の自動車税の納期限の前日までの間に車検を受ける場合は、転出前の都道府県が発行した継続検査・構造等変更検査用の納税証明書（所有者変更の場合は、前所有者の納税証明書）が必要となります。

■納める方法

●申告

自動車を新たに所有することとなったり、譲渡・廃車したりした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

●納税

賦課期日（毎年4月1日）に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金（年額）を府から送付される納税通知書（納付書）で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

●納付書の交付について

自動車税納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

自動車税年税額一覧表

(1) 乗用車

種別	税率（年額）	
	営業用	自家用
1 ^{リットル} 以下	7,500	29,500
1 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	8,500	34,500
1.5 ^{リットル} 超 2 ^{リットル} 以下	9,500	39,500
2 ^{リットル} 超 2.5 ^{リットル} 以下	13,800	45,000
2.5 ^{リットル} 超 3 ^{リットル} 以下	15,700	51,000
3 ^{リットル} 超 3.5 ^{リットル} 以下	17,900	58,000
3.5 ^{リットル} 超 4 ^{リットル} 以下	20,500	66,500
4 ^{リットル} 超 4.5 ^{リットル} 以下	23,600	76,500
4.5 ^{リットル} 超 6 ^{リットル} 以下	27,200	88,000
6 ^{リットル} 超	40,700	111,000

(注) 電気自動車は総排気量1^{リットル}以下の税率を適用します。

(注) ローターエンジン車については、「単室容積×ローター数×1.5」により算出した数値により総排気量を区分します。

(2) 貨物兼乗用車

（「(7)トラック」のうち最大乗車定員が4名以上であるものについて、総排気量の区分に応じ一定額を加算した税率となります。）

総排気量	加算額	
	営業用	自家用
1 ^{リットル} 以下	3,700	5,200
1 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	4,700	6,300
1.5 ^{リットル} 超	6,300	8,000

(3) バス

種別	税率（年額）		
	営業用		自家用
	一般乗合用	その他	
乗車定員 30人以下	12,000	26,500	33,000
30人超 40人以下	14,500	32,000	41,000
40人超 50人以下	17,500	38,000	49,000
50人超 60人以下	20,000	44,000	57,000
60人超 70人以下	22,500	50,500	65,500
70人超 80人以下	25,500	57,000	74,000
80人超	29,000	64,000	83,000

(4) 小型三輪車

種別	税率（年額）	
	営業用	自家用
最大積載量 1 ^ト 以下	4,500	6,000
最大積載量 1 ^ト 超	6,800	9,000
けん引車	3,900	5,300

(5) 特種用途車（貨物の積載を主とするものを除く。）

種別	税率（年額）	
	営業用	自家用
普通自動車	霊きゆう車	10,100
	その他	21,700
小型四輪車	9,000	12,200

(6) キャンピング車（自家用）

総排気量	税率（年額）
1 ^{リットル} 以下	23,600
1 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	27,600
1.5 ^{リットル} 超 2 ^{リットル} 以下	31,600
2 ^{リットル} 超 2.5 ^{リットル} 以下	36,000
2.5 ^{リットル} 超 3 ^{リットル} 以下	40,800
3 ^{リットル} 超 3.5 ^{リットル} 以下	46,400
3.5 ^{リットル} 超 4 ^{リットル} 以下	53,200
4 ^{リットル} 超 4.5 ^{リットル} 以下	61,200
4.5 ^{リットル} 超 6 ^{リットル} 以下	70,400
6 ^{リットル} 超	88,800

(7) トラック

（特種用途車で貨物の積載を主とするものを含む。）

○営業用

種別	税率（年額）	
最大積載量	1 ^ト 以下	6,500
	20 ^ト 超 21 ^ト 以下	90,600
	21 ^ト 超	90,600円に最大積載量が21 ^ト を超える部分1 ^ト までごとに4,700円を加算した額
けん引車	普通自動車 小型自動車	15,100 7,500
	被けん引車	普通自動車
20 ^ト 超 21 ^ト 以下		56,900
21 ^ト 超		56,900円に最大積載量が21 ^ト を超える部分1 ^ト までごとに3,800円を加算した額
	小型自動車	3,900

○自家用



種別	税率（年額）	
最大積載量	1 ^ト 以下	8,000
	20 ^ト 超 21 ^ト 以下	122,400
	21 ^ト 超	122,400円に最大積載量が21 ^ト を超える部分1 ^ト までごとに6,300円を加算した額
けん引車	普通自動車 小型自動車	20,600 10,200
	被けん引車	普通自動車
20 ^ト 超 21 ^ト 以下		76,500
21 ^ト 超		76,500円に最大積載量が21 ^ト を超える部分1 ^ト までごとに5,100円を加算した額
	小型自動車	5,300

■ グリーン化税制

平成14年度から、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なるグリーン化税制がスタートしています。

● 環境負荷の小さい自動車

新車新規登録をされた次表の自動車について、その翌年度の1年間は軽減された税率が適用されます。

<p>燃費性能</p> <p>排ガス性能</p>	<p>平成22・23年度に自動車を新規登録した場合 (新規登録した翌年度の自動車税が軽減されます)</p> <p>燃費基準+25%達成車</p>  <p>自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車・LPG車の場合 (平成22年度燃費基準25%向上達成車) ・ディーゼル車の場合 (平成17年度燃費基準25%向上達成車)
<p>平成17年排出ガス規制値より 75%以上性能のよい自動車</p> 	<p>税率を概ね50%軽減</p>

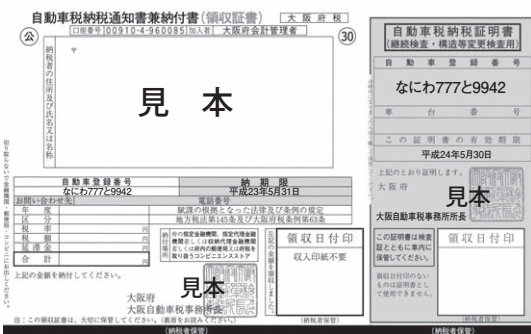
※電気自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリット自動車については、新規登録した翌年度の自動車税が概ね50%軽減されます。

● 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録(初度登録)から11年を超えるディーゼル車、及び13年を超えるガソリン車(LPG車を含む)の自動車税率が概ね10%高くなります(一般乗合用バス、被けん引自動車等は除く)。重課の対象となる自動車は右表のとおりです。

対象自動車	初度登録
ディーゼル車	平成12年3月31日以前
ガソリン・LPG車	平成10年3月31日以前

納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の利用について



※自動車の継続検査(車検)を受ける場合に必要な納税証明書は、「自動車税納税通知書兼納付書(領収証書)」等と一連の書類となっております。金融機関等の領収日付印の押印のあるものが使用できます。

※なお、納税証明書に

- ・前年度以前に、当該自動車について未納の自動車税がある
- ・当該自動車の検査有効期限が来年度以降に到来するなどの記載があるものは、使用できませんので、ご注意ください。

※この証明書は、車検を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに大切に保管し車検時に運輸支局に呈示してください。

なお、紛失したときなどは、最寄りの府税事務所又は大阪自動車税事務所各分室で再交付を受けてください。再交付の際には登録番号と車台番号の下4桁が必要になります。

※道路運送車両法の改正により、平成22年4月1日から、構造等変更検査の際にも納税証明書が必要になりました。

(注)平成21年7月より様式が変更になりました。(「自動車の所有者の氏名又は名称」欄がなくなりました。)

自動車取得税

■納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロード・ローラー、ブルドーザーなど）と二輪車にはかかりません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■納める額

$$\text{自動車の取得価額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコンなど）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具などの付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合などは、通常取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車を取得する場合、下表のとおり軽減措置が適用されます。

※新車を取得する場合と、中古車を取得する場合で、異なった軽減措置が適用されますのでご注意ください。

●税率

・営業用自動車・軽自動車……………3% ・自家用自動車……………5%

次表の自動車を取得した場合は、同表の軽減税率が適用されます。

○新車を取得する場合

	措置対象		取得日	営業自動車及 び軽自動車	自家用自動車		
				%	%		
低公害車特例	電気自動車		H21.4.1~H24.3.31	非課税	非課税		
	天然ガス自動車	車両総重量3.5t超（平成17年排出ガス基準値よりNOx+10%低減達成）					
		車両総重量3.5t以下（平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよいもの）					
	ハイブリッド自動車	バス・トラック				車両総重量3.5t以下（「燃費基準+25%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの）	
						車両総重量3.5t超（「平成27年度重量車燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%低減達成」）	
バス・トラック以外		車両総重量3.5t以下（「燃費基準+25%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの） 車両総重量3.5t超（「平成27年度重量車燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%低減達成」）					
	プラグインハイブリッド自動車						
低燃費車特例	「燃費基準+25%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの		0.75	1.25			
	「燃費基準+15%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの		1.5	2.5			
クリーンディーゼル乗用車特例	車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車で、平成21年排出ガス基準適合車		非課税	非課税			
大型ディーゼル車特例	車両総重量3.5t超12t以下 「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成22年重量車排出ガス基準適合車」		0.75	1.25			
	車両総重量12t超 「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成21年重量車排出ガス基準適合車」						
	車両総重量3.5t超 「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%低減達成」		1.5	2.5			
車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック等	「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成21年重量車排出ガス基準適合車」のディーゼル車		H22.4.1~H24.3.31	0.75	1.25		
	「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの						
	「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」もの						

○中古車を取得する場合

	措置対象		取得日	営業自動車及び軽自動車	家用自動車	
低公害車特例	電気自動車		H21.4.1～H24.3.31	%	%	
	天然ガス自動車	車両総重量3.5t超（平成17年排出ガス基準値よりNOx+10%低減達成）		0.3	2.3	
		車両総重量3.5t以下（平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよいもの）				
	ハイブリッド自動車	バス・トラック		車両総重量3.5t以下（「燃費基準+25%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの） 車両総重量3.5t超（「平成27年度重量車燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%低減達成」）	1.4	3.4
		バス・トラック以外		車両総重量3.5t以下（「燃費基準+25%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの） 車両総重量3.5t超（「平成27年度重量車燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%低減達成」）		
プラグインハイブリッド自動車		0.6	2.6			
低燃費車特例	「燃費基準+25%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの		H22.4.1～H24.3.31	取得価格から30万円控除		
	「燃費基準+15%以上達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの			取得価格から15万円控除		
車両総重量2.5t超 3.5t以下のバス・トラック等	「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」もの		H22.4.1～H24.3.31	取得価格から30万円控除		
	「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」もの			取得価格から15万円控除		
大型ディーゼル車特例	車両総重量3.5t超12t以下 「平成27年度燃費基準達成」かつ「平成22年度重量車排出ガス基準適合車」		H22.10.1～H23.8.31	2.0	4.0	

■納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。



1 市町村への交付（自動車取得税）

府に納められた自動車取得税の66.5%相当額は、市町村道の延長等に応じて府内の各市町村に交付されます。

さらに、指定市【大阪市、堺市】に対しては、28.5%相当額に府内の国・府道に占める指定市内の国・府道の延長等の割合を乗じて得た額を加算して交付されます。（平成22年度交付分 約88億円）

2 自動車税及び自動車取得税のトラブルに注意しましょう

次のような場合には、速やかに正しい手続きを行い、トラブルを防止しましょう。

- 自動車を取得した場合** : 自動車税や自動車取得税の納付を代行者等を通じて行ったときは、必ず領収証書で納付税額を確認しましょう。
- 自動車を譲り受ける場合** : 自動車を友人などから譲り受けるときには、必ず運輸支局で移転登録をしましょう。登録がそのままのときは、前の所有者に自動車税がかかります。
- 自動車を手放す場合** : 自動車を譲渡したり、下取りに出したりするときは、必ず運輸支局で移転又は抹消の登録を行いましょう。登録をそのままにしていると、いつまでも自動車税がかかります。
- 壊れて動かなくなっている自動車を持っている場合** : 一日も早く抹消の登録をしましょう。抹消の登録をすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。しかし、抹消の登録を行わなければ、いつまでも自動車税がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。



自動車税に関するお問い合わせは「自動車税コールセンター」までお願いします！

TEL 0570-020156

- 受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません）
- ※ お問い合わせいただく際には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下4桁）」が必要となる場合がありますので、自動車検査証（車検証）又は自動車税納税通知書をご用意ください。
- ※ PHSやIP電話等につながらない場合は06-6375-0604までお願いします。

インターネットで自動車税納税通知書等の送付先の変更ができます！

引越などで住所が変わったときは、インターネット（府税のホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>）で自動車税納税通知書等の送付先の変更手続きができます。

住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下4桁）」が必要となりますので、自動車検査証（車検証）で確認してください。

なお、自動車検査証の住所は、運輸支局で住所変更の登録手続きをしないと変更できません。

自動車税に関する？は大阪府自動車税テレフォンガイドへ！

住所変更や自動車の売却・下取りの場合などの自動車税に関する手続き案内を行っています。自動音声案内は24時間ご利用いただけます。

TEL 06-6939-1387

自動車の登録についてのお問い合わせは運輸支局まで

平成18年2月から登録手続きに関するヘルプデスクが開設されました。

- ・ 近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
 - ・ 同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
 - ・ 同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060
- オペレーター対応は開庁日の8:30～17:15まで。自動音声案内は24時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。 <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

■ 納税の窓口

府税は、大阪府内の各府税事務所のほか、下表の金融機関等で納めることができます。（平成23年4月1日現在）

納付できる店舗等	区分	名称
国内に所在する 全店舗	銀行	りそな、三菱東京UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、みずほコーポレート、新生、七十七、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、池田泉州、南都、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン、大正、みなと、徳島、香川、愛媛、高知、三菱UFJ信託、みずほ信託、中央三井信託、住友信託
	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
府内に所在する 店舗等	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪市、大阪商工、大福、永和、十三、摂津水都、大阪東、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	労働金庫	近畿
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、グリーン大阪、大阪中河内、大阪東部、九個荘、北河内、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局

● 自動車税のコンビニ収納

自動車税の納税通知書など（コンビニ収納用のバーコードが印刷されたもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、サークルK、サンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、am/pm、ミニストップ



お問い合わせ及び手続き先

自動車税に関するお問い合わせ

(平成23年4月1日現在)

名称	電話	担当区域
自動車税コールセンター	TEL 0570-020156	大阪府内全域

(注) PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6375-0604までお願いします。

大阪自動車税事務所(登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税に関するお問い合わせ)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域	
本所	TEL 06(6939)1381 FAX 06(6930)0137	536-0016	大阪市城東区蒲生2丁目10番28号 ※平成24年4月に移転します。	大阪府内全域(軽自動車に係る自動車取得税を含む)	
分室	寝屋川 TEL 072(823)1801 FAX 072(820)1143	572-0846	寝屋川市 高宮栄町12番2号	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 守口市、枚方市、茨木市、八尾市、 寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、 摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、 島本町、豊能町、能勢町	大阪ナンバー 該当区域
	和泉 TEL 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541	594-0011	和泉市上代町	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 泉佐野市、富田林市、河内長野市、 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、 高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 太子町、河南町、千早赤阪村	和泉・堺ナンバー 該当区域
	なにわ TEL 06(6612)7251 FAX 06(6613)6077	559-0031	大阪市住之江区 南港東3丁目1番14号	大阪市	なにわナンバー 該当区域

府税事務所(減免申請等にかかる自動車税の手続き窓口)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6942)6151	540-8507	大阪市中央区内本町2丁目1番10号	中央区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	大 阪 市 北 区、 淀 川 区、 東 淀 川 区 福 島 区、 此 花 区、 西 区、 港 区、 大 正 区、 西 淀 川 区 都 島 区、 東 成 区、 生 野 区、 旭 区、 城 東 区、 鶴 見 区 天 王 寺 区、 浪 速 区、 阿 倍 野 区、 住 之 江 区、 住 吉 区、 東 住 吉 区、 平 野 区、 西 成 区
なにわ西	TEL 06(6581)1221 FAX 06(6581)9543	550-8505	大阪市西区本田1丁目6番16号	
なにわ東	TEL 06(6934)3451 FAX 06(6932)1757	536-8501	大阪市城東区中央3丁目5番20号	
なにわ南	TEL 06(6621)1361 FAX 06(6621)0682	545-8558	大阪市阿倍野区三好町2丁目10番21号 ※平成24年4月に移転します。	
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(623)6344	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)5882	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市

事務所移転のお知らせ

平成24年4月1日になにわ南府税事務所及び大阪自動車税事務所が大阪市天王寺区俗人町2番7号(府立特許情報センター跡)に移転しますので、4月以降、事務所へお越しの際はお問い合わせ先をご注意ください。

※電話番号、FAX番号及び専用郵便番号については、決まりのHPなどでお知らせします。

本庁

名称	電話・ファックス	郵便番号	所在地
税務室 税政課 徴税対策課	TEL 06(6210)9131 FAX 06(6210)9933	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階

★上記お問い合わせ先のファックス番号は、お問い合わせ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。



大阪府

総務部税務室徴税対策課 平成23年7月発行

(府税のホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎18階/TEL06-6210-9131/FAX06-6210-9933

この冊子は10、430部作成し、一部あたりの単価は6円です。